

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月28日 08時40分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第1区 徳山下松港 SBT1号出荷棧橋施設灯から真方位055° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 02.2′ 東経131° 48.7′)
事故の概要	作業船第十一徳山丸は、係船補助作業中、捨て石に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第十一徳山丸、5トン未満（長さ9.89m）
船舶番号、船舶所有者等	291-18538山口、徳山通船株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風速 約4.2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.8m、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約220cm (徳山)
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、油タンカーの係船補助（綱取り）作業の目的で、船長が操舵室で操船に当たり、甲板員を船首部配置につけ、‘企業が所有する岸壁近くの浅所’（以下「本件浅所」という。）に船首部を乗り入れて同作業に当たっていたところ、船首部船底が捨て石（以下「本件捨て石」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。 船長は、捨て石が本件浅所に盛り石として設置されていることを知っていたものの、船首部を本件浅所に乗り入れても、捨て石が平らになっていて乗り揚げることはないと思っていた。 船長は、本事故後、本件捨て石を確認したところ、先端が上を向いて尖った状態であり、高さが約80cm、幅が約45cm、厚さが約15cmであることを知った。
分析	本船は、係船補助作業中、船長が、本件浅所の捨て石が平らになっていると思い、本件浅所に船首部を乗り入れて同作業に当たったことから、船首部船底が尖った状態の本件捨て石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、係船補助作業中、船長が、本件浅所の捨て石が平らになっていると思い、本件浅所に船首部を乗り入れて同作業に当たったため、船首部船底が尖った状態の本件捨て石に乗り揚げたもの

	と考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>A社は、本事故後、浅所に乗り入れなくても係船補助作業が行えるので、浅所に乗り入れないこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・船長は、海面下に捨て石等がある海域に乗り入れることなく作業ができるのであれば、水深が十分でない浅所に乗り入れないこと。</li></ul>